

# 福井地裁が仮処分決定 関電高浜原発は 運転してはならない！！ ＜東海第二原発も 再稼働ストップさせよう＞

新規制基準は緩やかすぎ  
安全性は確保されていない

福井地方裁判所は2015年4月14日、  
関西電力高浜原発の安全対策は不十分として、  
周辺の住民らが再稼働差し止めを申し立てた  
仮処分について、『高浜原発3・4号機の原子  
炉を運転してはならない』と決定しました。

- ・ 基準地震動未満でも炉心損傷の危険がある
- ・ 基準地震動を超える地震はないは楽観的すぎ
- ・ 使用済み核燃料を堅固施設で閉じ込めてない
- ・ 原子力規制委員会の新規制基準は「緩やかに  
すぎ、原発の安全性は確保されていないし、  
合理性を欠く」と指摘した上で「基準に適合  
していても再稼働を認めない」としました。

この仮処分を不服として、関電が申し立てた  
仮処分効力を一時的に止める執行停止につい  
ても、福井地裁は5月18日に却下しました。

「関電大飯原発」も生命、生活を侵害する  
として運転認めずの判決

昨年5月の福井地方裁判所は、

『個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、  
各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格  
権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利  
であり18条、25条、また人の生命を基礎とするも  
のであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを  
超える価値を他に見出すことはできない。したがって、  
この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという  
人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがある  
ときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止め  
を請求できることになる。人格権は各個人に由来する  
ものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時  
に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強  
く働くのは理の当然である。』

原子力発電所は、いったん内部で事故があったとし  
ても放射性物質が原子力発電所敷地外部に出ることの  
ないようにする必要があることから、その構造は堅固  
なものでなければならない。

コストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論が  
あるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の買  
入赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失とい  
うべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろ  
して生活していることが国富であり、これを取り戻す  
ことができなくなることが国富の喪失であると当裁判  
所は考えている。』

等として運転を認めない判決を出しています。



日立市に断固反対の大看板  
国道245号線大みか町泉が森入口